

長崎県建設工事標準請負契約書 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">長崎県建設工事標準請負契約書</p> <p style="text-align: right;">令和3年3月26日 長崎県告示第251号 最終改正 令和4年10月28日 長崎県告示第684号</p> <p>1～6 略</p> <p><u>7 建設発生土の搬出先等</u> <u>この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、搬出先の名称及び所在地を特記仕様書に定める。</u></p> <p><u>8及び9</u> 略 (発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第50条 略</p> <p>一～十 略</p> <p>十一 略</p> <p>イ 役員等(受注者が個人である場合には<u>その者その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の<u>代表者その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。)が、<u>暴力団又は暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p>削除</p> <p><u>ロ 役員等が</u>、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>している</u>と認められるとき。</p> <p><u>ハ</u> 略</p> <p><u>ニ 役員等が</u>、<u>暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている</u>と認められるとき。</p> <p>ホ <u>役員等が</u>、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>へ及びト 略</p>	<p style="text-align: center;">長崎県建設工事標準請負契約書</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月24日 長崎県告示第237号 最終改正 令和3年3月26日 長崎県告示第251号</p> <p>1～6 略</p> <p>新設</p> <p><u>7及び8</u> 略 (発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第50条 略</p> <p>一～十 略</p> <p>十一 略</p> <p>イ 役員等(受注者が個人である場合には<u>その者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員<u>又は</u>その支店<u>若しくは</u>常時建設工事の請負契約を締結する事務所の<u>代表者</u>をいう。以下この号において同じ。)が<u>暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p><u>ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>ハ 役員等が</u>自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>した</u>と認められるとき。</p> <p><u>ニ</u> 略</p> <p>新設</p> <p>ホ <u>役員等が</u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>へ及びト 略</p>